時給790円では暮らせません

働いて暮らせる最低賃金にしよう

2020最賃体験運動にご参加を！！

　みなさん、岩手県の最低賃金は昨年２８円アップし、時給７９０円となりました。それでも全国最低レベル、東京との格差は縮まりません。１カ月フルに働いたとしても１３万円程度にしかならず、これでは憲法２５条に保障されている「健康で文化的な生活」ができるはずはありません。私たちは「まともに暮らしていける最低賃金、せめて時給１０００円以上、めざせ１５００円」「全国一律最低賃金制度の確立」を求めて運動しています。あなたも「最賃体験運動」に参加して最低賃金引き上げをアピールしていきましょう。

最低賃金とは

　最低賃金とは、最低賃金法で定められた「それ以下の賃金で、働かせても働いてもいけない」時間給で、都道府県毎に決定されます。年一回の見直しがあり、今年は岩手県の最低賃金は、私達の運動の反映もあり、「２８円」引き上げの「７９０円」と改定されましたが、最高額の東京との格差２２３円のままです。

　この間、全労連・いわて労連などで取り組んだ最低生計費調査では、盛岡市の２５才単身者で２２万８千円程度が必要となり、全国でもほぼ同額となっています。私たちの主張する「最賃大幅引き上げ」「全国一律最賃制」の要求がが正しいことが示されています。

もれなくすてきな参加賞があります

いわてパート・臨時労組連絡会

盛岡市本町通２－１－３６　いわて労連内　TEL 019-625-9191　FAX 019-654-5092

mail　roren@giga.ocn.ne.jp

●最賃体験運動について

最賃体験運動は、「最低賃金」の「収入」と実際の「支出」の「収支」を記録し、報告をまとめて、いかに最低賃金が低いかを社会に告発するものです。参加しやすいように「７日間」「１５日間」「３１日間」の３コースを設けています。「家賃」「税金」「社会保険料」などは、あらかじめ設定しますので、どなたでも気軽に参加でできます。実際に最低賃金の時給で働く人もいるわけですが、ほとんどの参加者は「赤字」の結果と報告しています。また、「これでは暮らせない」「最賃は大きく引き上げて」との感想を寄せています。

今年も、多くのみなさんが参加することを呼びかけます。

●なぜ取り組むのか

地方最低賃金は、中央最低賃金審議会の目安答申を受け、都道府県ごとの地方最低賃金審議会で審議・決定されます。その審議委員は、労働者・使用者・公益の３者によって構成されます。非正規雇用労働者が増加し、貧困解消と格差是正が大きな問題となっていますが、依然何も解決されていません。このなかで最低賃金を引き上げ、「暮らせる賃金」にすることは重要です。同時に、岩手県は最低賃金Ｄランクで全国最低レベルに抑えられてきました。

アベノミクスでの物価上昇、消費税１０％への引き上げなどの中で、労働者の実質賃金は連続して下がり続けています。例年にもまして「賃上げで景気回復を」の声を大きく上げて社会にアピールすることが必要です。２０１０年雇用戦略対話の政労使合意では「２０２０年までのできる限り早期に全国最低８００円を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均１０００円を目指す」となっています。これを早期に実現させ、さらに、働く者が健康で文化的な生活が出来る真の最低賃金をめざしましょう。

最低賃金の引き上げは多くに波及し、労働者全体の賃金の、まさに「底上げ」になります。労働者の賃金引き上げは消費拡大につながり、景気の回復にも大きく貢献します。２０２０年の大幅引き上げに向けて、「最賃引き上げよう」の声を強めるためにも、最賃体験運動を大きく広げ、取り組みましょう。

－－－

最賃体験運動　参加申し込み書

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所属＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年代（いずれかに○を）　２０歳代　３０歳代　４０歳代　５０歳代　６０歳以上

コース（いずれかに○を）　１カ月コース　１５日間コース　７日間コース

１月３１日までにいわて労連までお知らせ下さい　ＦＡＸ　019-654-5092